

# 全国市議会議員互助会 団体定期保険

(傷害特約付団体定期保険)

★死亡または所定の高度障害状態の場合に保険金、不慮の事故による所定の障害状態の場合に給付金が支払われます。

公務中・公務外を問わず保障します。

ポイント  
①

**不慮の事故**または所定の感染症による死亡、**不慮の事故**による所定の高度障害状態\*  
の場合は**倍額保障**\* 障害給付割合第1級に該当の場合

ポイント  
②

剰余金が生じた場合は**配当金として還元**

ポイント  
③

簡単な加入手続きで**24時間保障**



ポイント  
④

**保険年齢85歳まで加入可能**

ポイント  
⑤

**お手頃な掛金で保障が得られます**

※保険金10万円につき、

**掛金(年額)1,440円**

⇒ひと月あたり120円の掛金

※掛金は**年一括払い**(概算)

■ 市区議会議員の福利厚生の一環として、ご遺族・所属議員の皆さまの生活安定等を図るための保険です。

■ 議会の代表者が加入代表者となり、原則として、所属議員全員が加入する1年定期の保険です。

●お問い合わせ 全国市議会議員互助会(全国市議会議長会 総務部) 03-3262-5233

●引受保険会社 大樹生命保険株式会社

※このチラシは、概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては「団体定期保険のご案内」にて詳細をご確認ください。

ご不明な点がある場合には、お問い合わせ先までご照会ください。